



りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 3 月 30 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/台湾】

「中国・台湾間の金融市場一部開放について」

2009 年 11 月に中台間で締結された「金融監督の協力に関する覚書(以下、【MOU】)」が、2010 年 1 月 16 日に発効しました。更に、MOU の実施細則に当たる「金融業務往来及投資許可弁法(以下、【弁法】)」が 2010 年 3 月 16 日、台湾の行政院金融監督管理委員会によって公布・施行されました。これにより、従来制限されていた中台間の銀行・証券・保険業の相互投資が規制緩和され、一部開放されることとなりました。

今回は、銀行業に関する部分についてお知らせします。

1. 【MOU】【弁法】発効後の銀行業の投資規制緩和概要 ※主な部分のみ抜粋

<台湾金融機関(銀行)の中国本土への投資>

発効前	発効後
・駐在員事務所の設置が可能	・駐在員事務所の他、支店や子会社の設立が可能 ・地場銀行への出資が可能 (相互の金融当局他関連機関の認可取得必要、出資比率上限あり、出資対象は1行に限る)

<中国本土金融機関(銀行)の台湾への投資>

発効前	発効後
不可	・駐在員事務所又は支店開設が可能 (駐在員事務所開設申請には「世界銀行ランキング1,000位以内」「OECD加盟国で2年以上の銀行業務経験」「対象は1事務所に限る」他の条件あり) (支店開設申請には「世界銀行ランキング200位以内」「台湾で2年以上の駐在員事務所運営経験」「OECD加盟国で5年以上の銀行業務経験」他の条件あり) ・地場銀行への出資が可能 (出資比率上限あり、出資対象は1行に限る)

2. 今後の見通し

【MOU】【弁法】発効後、相互市場への参入に動き始めた金融機関もありますが、資格要件等のハードルが存在しているため、対象となる金融機関は限られているのが実情です。今後、中台間で協議を続けている「两岸経済協力枠組み協議(ECTFA)」に、更なる自由化についての内容が盛り込まれることが期待されています。

【出所:台湾金融監督管理委員会 HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-6704-2723
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 *禁無断転載